

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（杉山広充君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和5年第3回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（杉山広充君） これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（杉山広充君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

本定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

なお、本日は、柳原義六代表監査委員に出席をいただいております。後ほど、令和4年度一般会計並びに特別会計決算審査の結果について報告をしていただきたいと思います。



◎諸般の報告

○議長（杉山広充君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

8月28日、町長から第3回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

本定例会は、諮問1件、議案5件、認定7件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則129条第1項ただし書による議員の派遣決定の報告書をお手元に配付いたしましたので、御了承ください。

また、監査委員からお手元に配付のとおり、例月出納検査結果報告書、決算審査意見書、財政健全化判断比率審査意見書、基金運用状況審査意見書、職員措置請求監査結果報告書について報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（杉山広充君） 本定例会招集に当たり、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

第3回の定例会ということで9月定例会が始まります。今日は初日ということでお集まりいただきまして、ありがとうございます。

私も2年ほど、町長になりまして経つわけですが、やはりこの2年というのは、対応の中の整える仕事が一番多かったんじゃないかなと思っています。また、そこにもスピードを持ってやれということで、いろんな課題を私自身、一昨年、昨年と整えながら仕事をこなしてきたつもりであります。

いずれにしましても、昨年の災害、また今年の台風2号の災害、災害に見舞われた2年間ではございましたけれども、取りあえず、直すところは直す、スピード感を持って直す、やっとならぬと、渇水期になりますので、いずれにしましても、災害の箇所、どんどんどんどん仕事が出てきます。本当に、業者の皆さんにも大変なところではございますけれども、何とかこの町を整えていただきたい。私自身も、これからもさらに新町計画にのっとりたこともありますので、その仕事も進めてまいりたいと、そんなことを強く思っている次第であります。

いずれにしましても、9月定例会、1か月ほどありますけれども、よろしく願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（杉山広充君） これで行政報告を終わります。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（杉山広充君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、中原緑君、1番、佐々木直也君を指名いたします。



◎日程第2 会期決定

○議長（杉山広充君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月27日までの27日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月27日までの27日間に決定いたしました。



◎日程第3 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(杉山広充君) 日程第3、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長(藺田靖邦君) それでは、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を説明いたします。

法務大臣から委嘱される人権擁護委員の候補者については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長が議会の意見を聞き、推薦することとされています。

川根本町人権擁護委員4名のうち、森田雅文氏が令和5年12月31日をもって3期目の任期が満了し退任される予定であり、後任として新たに中村稔氏を推薦したくお諮りするものです。

中村氏は64歳。長年、中部電力株式会社にお勤めになり、令和5年11月30日をもって退社される予定です。現在、川根本町社会福祉協議会の日常生活自立支援事業生活支援員や、焼津市、藤枝市、島田市及び川根本町で進めている市民後見人として登録されております。その温厚で誠実な性格により、地域の皆様の信頼も厚く、人権擁護委員としての職務を公正に行うに十分な資質を備えており、適任と考えますので、委員に推薦したくお諮りするものです。よろしく願いいたします。

○議長(杉山広充君) 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第4 議案第44号 川根本町営バス条例の一部を改正する条例
について

○議長(杉山広充君) 日程第4、議案第44号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長(藺田靖邦君) 議案第44号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

現在、大井川鐵道が運行している鉄道代行バスから、自主運行バスへの切り替えに伴い、

運行路線や普通運賃等の改正が必要となることから、本条例の一部を改正するものです。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第5 議案第45号 令和5年度川根本町一般会計補正予算（第4号）

○議長（杉山広充君） 日程第5、議案第45号、令和5年度川根本町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第45号、令和5年度川根本町一般会計補正予算（第4号）の概要について説明します。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,300万円を追加し、総額を76億8,300万円としたいものです。

今回の補正は、昨年の台風第15号で被災した林道の災害復旧工事費及び今年度の台風第2号被災箇所の測量設計費の追加、町営バスの運行形態変更に係る業務委託費の追加及び職員人件費の更正が主な内容となっております。財源は、国県補助金のほか、有利な起債である災害復旧事業債を活用し、一般財源は全て繰越金で構成しております。

また、第2表の繰越明許については、今年度予算計上した事業のうち、現時点で年度内で完了が見込めない3事業について、繰越限度額を設定するものであります。

第3表の地方債の補正は、歳入歳出予算に計上した災害復旧事業債について、借入限度額を補正したいものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第6 議案第46号 令和5年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（杉山広充君） 日程第6、議案第46号、令和5年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第46号、令和5年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,492万4,000円を追加し、総額を13億2,992万4,000円としたいものです。

今回の補正は、実績に基づく国県支出金等返還金の計上となっています。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第7 議案第47号 令和5年度川根本町いやしの里診療所事業
特別会計補正予算（第2号）

○議長（杉山広充君） 日程第7、議案第47号、令和5年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） それでは、議案第47号、令和5年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万2,000円を追加し、総額を5,166万2,000円としたいものです。

今回の補正は、遠隔診療用の電子カルテモバイル端末の購入費及び保守委託料の追加が主な内容となっております。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第8 議案第48号 令和5年度川根本町簡易水道事業会計補正
予算（第1号）

○議長（杉山広充君） 日程第8、議案第48号、令和5年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） それでは、議案第48号、令和5年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第1号）の概要について説明をさせていただきます。

第2条の収益的収入及び支出について、収入においては92万7,000円を増額し、総額1億7,551万4,000円とし、支出においては185万5,000円を増額し、総額2億4,816万1,000円としたいものです。

第3条の資本的収支及び支出について、収入において92万8,000円を増額し、総額8,090万

1,000円としたいものです。

第4条の特例的収入及び支出については、令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計打ち切り決算に伴い、資産の部における未収金が2,499万8,000円に、負債の部における未払金が1,275万3,000円に確定したことにより、貸借対照表の改定を行うものであります。

今回の補正は、職員人件費の更生によるものです。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 9 認定第 1 号 令和 4 年度川根本町一般会計歳入歳出決算
認定について

◎日程第 10 認定第 2 号 令和 4 年度川根本町国民健康保険事業特別
会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 11 認定第 3 号 令和 4 年度川根本町後期高齢者医療事業特
別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 12 認定第 4 号 令和 4 年度川根本町介護保険事業特別会計
歳入歳出決算認定について

◎日程第 13 認定第 5 号 令和 4 年度川根本町簡易水道事業特別会計
歳入歳出決算認定について

◎日程第 14 認定第 6 号 令和 4 年度川根本町訪問看護事業特別会計
歳入歳出決算認定について

◎日程第 15 認定第 7 号 令和 4 年度川根本町いやしの里診療所事業
特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（杉山広充君） 日程第9、認定第1号、令和4年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第15、認定第7号、令和4年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。会計管理者、鈴木浩之君。

○会計管理者（鈴木浩之君） それでは、認定第1号から認定第7号まで一括して説明をいたします。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度川根本町一般会計及び6つの特別会計歳入歳出決算について、議会の認定に付するものでございます。

歳入の収入済額、歳出の支出済額について、1,000円単位で説明をいたします。

まず、認定第1号、令和4年度川根本町一般会計歳入歳出決算でございます。

決算書105ページ、実質収支に関する調書に記載してございますとおり、令和4年度一般

会計の決算は、歳入総額67億2,646万3,000円、歳出総額57億8,299万9,000円、歳入歳出差引額9億4,346万4,000円、翌年度に繰り越すべき財源1億5,357万円、実質収支額7億8,989万4,000円でございます。

歳入の内容、ここから款ごとに説明をいたします。

決算書、1ページ、2ページを御覧ください。

1款でございます。町税は、12億8,486万1,000円、前年度から4,633万5,000円の増額でございます。内訳としましては、町民税2億7,578万9,000円、固定資産税9億4,737万5,000円、軽自動車税3,138万5,000円、町たばこ税2,644万6,000円、入湯税386万5,000円であります。

固定資産税におきましては、大臣配分償却資産の大幅な増加、令和3年度に実施されました地方税法の特例措置による新型コロナウイルス感染症対策としての固定資産税減額措置分の税額が通常に戻りましたことから、前年度から約5,900万円の増額となる一方で、国有資産等所在市町村交付金について、対象資産の評価減などによって前年度比約1,000万円の減額となっております。

町税の不納欠損処理額は348万1,000円で、収入未済額が844万4,000円ございまして、全体の徴収率は99.3%、現年課税分で99.8%ございました。

2款地方譲与税は1億466万5,000円で、前年度対比1,382万9,000円増額しております。このうち、森林環境譲与税は6,368万8,000円と1,439万2,000円増加しております。

6款法人事業税交付金1,357万7,000円ございまして、前年から482万8,000円増加しております。

7款です。地方消費税交付金は1億6,337万2,000円で、前年度から602万7,000円減少でございます。

9款です。地方特例交付金においては、令和3年度に引き続きまして新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金がございました。この交付額が大幅に減少をしまして、266万6,000円と、前年度から約2,900万7,000円減少をしております。

10款地方交付税であります。28億1,518万9,000円ございました。前年度とほぼ同額の収入があったわけでございますけれども、内訳としましては、普通交付税23億9,751万4,000円、特別交付税4億1,767万5,000円でございます。

12款分担金及び負担金は1,117万7,000円で、前年度対比226万円増加しております。これは、集会所等の修繕負担金、保育所保育料が増加したことによります。

13款使用料及び手数料でございます。7,344万9,000円で前年度対比279万5,000円減少です。温泉使用料や住宅使用料などにおきまして、588万円の収入未済額がございます。

14款国庫支出金は5億6,283万7,000円で、前年度から1億8,243万3,000円減少となっております。総務費の国庫補助金、民生費国庫補助金、土木費国庫交付金が減少しております。

15款県支出金2億9,766万7,000円で、前年度から7,963万円減少しております。総務費県補助金、電源立地地域対策交付金、災害復旧費県補助金が減少しております。

16款財産収入は1,862万円で、前年度から3,250万2,000円減少です。債券の売却益収入が減少してございます。

17款寄附金3,528万9,000円で、前年度から598万8,000円増加でございました。ふるさと納税寄附金は3,417万円、このうち災害支援ふるさと納税361万4,000円、企業版ふるさと納税70万円がございました。また、一般寄附金としまして111万9,000円、うち災害支援として11万円の寄附金が入ってございます。

18款繰入金でございます。6,543万円で、前年度から2,824万5,000円増加をしております。森林環境譲与税基金6,368万8,000円、赤石太鼓運営基金150万円、こういった基金繰入を執行しております。

19款の繰越金でありますけれども、7億7,188万円で、内訳は、前年度の歳計剰余金7億1,937万3,000円、繰越明許費繰越金が4,098万2,000円、事故繰越による繰越金1,152万5,000円の内訳でございました。

20款諸収入は2億9,000円で、前年度から1,263万1,000円増加しております。農林水産業費雑入におきまして、令和3年度林道平栗線（1号箇所）災害復旧工事の契約解除返還金1,520万9,000円がございました。

21款町債は2億9,160万円で、前年度から1,720万円減少をしております。

一般会計の全体の収入未済額は1,562万円でございます。

歳出に移ります。

決算書（一般）の3ページ、4ページでございます。

1款議会費は6,712万2,000円で、前年並みの決算額でございます。

2款総務費は9億8,082万円で、前年度から2億7,567万円減少をしております。基金管理における元金、利金そういった積立ての減少、自治会振興関係の工事の減少、情報政策における高度無線環境整備推進事業の完了。そういったことによりまして、前年度を大きく下回りました。

3款民生費は12億6,296万1,000円で、前年度から2,232万7,000円増加でございます。高齢者福祉費や児童措置費が減少し、児童福祉施設費や災害救助費において支出が増加しております。なお、災害救助費におきましては、被災住宅応急修理事業131万円を令和5年度に繰越しをしております。

4款衛生費。6億3,670万7,000円で、前年度から5,519万8,000円増加でございます。尾呂久保飲料水供給施設新設事業、災害廃棄物処理、こういったものがございました。なお、保健衛生費において尾呂久保飲料水供給施設整備事業9,801万8,000円、清掃費におきまして、災害廃棄物運搬事業、損壊家屋等解体事業費補助金、この2件1,400万円を令和5年度に繰越し処理しております。

6款農林水産業費は3億6,827万4,000円、前年度から2,921万1,000円の増加でございます。

農業振興、茶業推進対策事業において新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を活用した事業に取り組んだほか、林業振興費において森林環境譲与税事業が本格化してございます。なお、農業費におきまして、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金1億1,550万円、林業費において文沢三ヶ倉治山事業597万円を令和5年度に繰越ししております。

7款商工費でございます。4億4,630万9,000円で、前年度から9,971万7,000円増加でございます。商工業振興関係で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したプレミアム付商品券事業、燃油助成券交付事業、電子クーポン事業、事業者経営力継続強化事業、こういった事業がございました。なお、観光戦略プラン策定事業163万6,000円を令和5年度に繰越ししてございます。

8款土木費は2億21万4,000円で、前年度から1億2,759万円減少でございます。道路新設改良費、橋梁維持費が大きく減少しました。なお、土木費におきましては、繰越明許費として町道桑野山細尾線昇泉橋塗装修繕事業ほか6件、1億761万9,000円、事故繰越としまして北部残土処分場整備事業144万6,000円を令和5年度に繰越ししてございます。

9款消防費であります。2億8,556万1,000円で、前年度から2,740万5,000円増加です。消防施設費において耐震性貯水槽建設2件。また、静岡県総合防災訓練事業がございました。

10款教育費は7億2,365万5,000円で、前年度から1,015万1,000円増加です。社会教育関係、保健体育関係の経費が増加しております。なお、社会教育費において、川根本町文化会館非常用発電設備改修事業609万8,000円を令和5年度に繰越しをしてございます。

11款災害復旧費でございます。2億5,980万8,000円で、前年度から1億4,804万4,000円増加です。内訳は、農林水産施設としまして、1億4,433万4,000円、公共土木施設としまして、9,276万2,000円、その他公共公用施設、これは観光施設となりますけれども2,271万2,000円でございます。なお、農林水産施設の災害復旧費におきまして林道平栗線災害復旧工事ほか10件、1億5,012万2,000円、公共土木施設災害復旧費において普通河川足間沢災害復旧工事ほか6件、1億3,741万1,000円を令和5年度に繰越しをしてございます。

12款公債費は、5億4,972万7,000円で、前年度から111万4,000円の増加でございました。

13款の予備費充用については、処理がございません。

これでまず、認定第1号一般会計決算に係る説明を終わります。

続きまして、特別会計の決算です。

認定第2号、令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。

国民健康保険事業特別会計は、決算書（国保）、16ページ、実質収支に関する調書に記してございますけれども、歳入総額8億3,515万3,000円、歳出総額8億1,791万5,000円、歳入歳出差引額1,723万8,000円でございます。

まず、歳入からであります。決算書（国保）、1ページを御覧ください。

1款国民健康保険税は1億3,103万3,000円で、前年度対比1,325万6,000円減少であります。不納欠損処理額は99万4,000円、収入未済額は399万4,000円でございます。

4 款に移ります。県支出金は 5 億 9,942 万円、前年度対比で 5,254 万 8,000 円減少であります。これは保険給付費等交付金でございます。

6 款繰入金。7,950 万 3,000 円で、前年度対比としましては 678 万 5,000 円増加であります。一般会計から 6,550 万 3,000 円、基金から 1,400 万円、こういった繰入れ処理をしてございます。

7 款繰越金。2,084 万 7,000 円で、前年度から 973 万 3,000 円増加でございました。

8 款諸収入。473 万 5,000 円で、前年度から 157 万 9,000 円増加でございます。

続いて、歳出に移ります。決算書は国保、2 ページであります。

1 款の保険給付費。5 億 7,868 万 2,000 円で、前年度から 4,594 万 1,000 円減少であります。

3 款の国民健康保険事業費納付金は 1 億 9,432 万 5,000 円で、前年度とほぼ同額でございます。医療給付、後期高齢者医療、介護保険に係る納付金であります。

5 款保健事業費は 1,190 万 9,000 円で、前年度対比 41 万 9,000 円減少しております。特定健康診査等事業費及び保健事業費でございます。

認定 3 号に移ります。

令和 4 年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算であります。

後期高齢者医療事業特別会計は、決算書（後期高齢）、6 ページ、実質収支に関する調書に記載しておりますとおり、歳入総額 1 億 2,806 万 2,000 円、歳出総額 1 億 2,778 万 6,000 円、歳入歳出差引額 27 万 6,000 円でございます。

歳入から説明をいたします。決算書（後期高齢）、1 ページであります。

1 款後期高齢者医療保険料は 9,642 万 5,000 円で、前年度から 51 万 8,000 円増加しております。収入未済額は 14 万 8,000 円でございます。

3 款の繰入金は 3,105 万 9,000 円で、前年度から 90 万 7,000 円増加しております。これは、一般会計からの繰入金であります。

続いて歳出でありまして、決算書（後期高齢）、2 ページであります。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金は 1 億 2,749 万円で、前年度から 100 万 9,000 円増加しております。

認定第 4 号に移ります。

認定第 4 号、令和 4 年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算であります。

介護保険事業特別会計は、決算書（介護）、16 ページ、実質収支に関する調書に記してございますとおり歳入総額 13 億 4,411 万 2,000 円、歳出総額 13 億 3,132 万 9,000 円、歳入歳出差引額 1,278 万 3,000 円でございます。

歳入から説明します。決算書（介護）、1 ページになります。

1 款保険料は 2 億 150 万 1,000 円で、前年度から 361 万 7,000 円減少しております。収入未済額は 59 万 1,000 円です。

3 款国庫支出金は 3 億 7,084 万 4,000 円、4 款支払基金交付金は 3 億 2,652 万円、5 款県支

出金は1億8,548万8,000円で、こちら前年度とほぼ同じ額が収入されております。

7款繰入金は2億647万4,000円で、前年度から403万6,000円増加しております。一般会計からの繰入金でございます。

8款繰越金は5,322万7,000円で、前年度から4,311万1,000円増加しております。

歳出に移ります。決算書（介護）、2ページであります。

2款保険給付費は11億8,960万6,000円で、前年度から3,472万4,000円増加をしております。

4款基金積立金は2,850万3,000円で、2,850万円の元金積立てを行いました。

5款地域支援事業費は5,196万2,000円で、前年度から63万2,000円減少をしております。

7款諸支出金は2,476万5,000円で、前年度より1,683万3,000円増加しております。これは、国県支出金や支払基金返還金によるものあります。

認定第5号です。

令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算であります。

簡易水道事業特別会計は、決算書（簡水）、9ページ、実質収支に関する調書に記してございますとおり、歳入総額2億858万9,000円、歳出総額1億8,990万4,000円、歳入歳出差引額2,068万5,000円でございます。簡易水道事業特別会計は、令和5年度から公営企業に移行することに伴いまして、令和4年度会計においては、いわゆる出納整理を行っておりません。令和5年3月31日をもって出納処理を打ち切りまして、令和4年度簡易水道事業特別会計の決算を調製しているところでございます。

歳入です。決算書（簡水）、1ページを御覧ください。

2款使用料及び手数料は1億964万8,000円で、前年度から1,911万6,000円増加となっております。大きな増加があったわけですが、令和3年度において新型コロナウイルス感染症対策事業として水道料金を免除する事業を行っておりまして、令和3年度に臨時的な使用料減収要因があったということでございます。対比すると、こういうことになるということでございます。収入未済額は1,226万円でありまして、5月末に納期となっている水道料金が含まれており、令和5年度公営企業会計に引き継いでおります。

4款繰入金は6,185万5,000円で、前年度対比2,476万7,000円減少しております。先ほど申しました令和3年度における新型コロナウイルス感染症対策事業分の一般会計からの繰入金皆減したもので、こちらが主な要因です。

7款町債は1,700万円で、前年度対比7,910万円減少しております。また、収入未済額として1,230万円ございますけれども、令和5年度公営企業に未収金として引き継いでおります。

続きまして、歳出です。決算書（簡水）、2ページを御覧ください。

2款水道事業費は1億393万1,000円で、前年度対比5,610万7,000円減少です。これは、主に簡易水道建設費が減少したことによるものですが、令和4年度中に契約を締結し、3月31日までに支払いをしていない分につきましては、令和5年度公営企業会計に未払金として引き継いでおります。

4 款公債費は6,507万3,000円で、前年度から248万4,000円増加しております。
認定6号です。

次に、認定第6号、令和4年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算であります。
決算書（訪問看護）、6ページ、実質収支に関する調書に記しておりますとおり、歳入総額1,308万2,000円、歳出総額1,294万7,000円、歳入歳出差引額13万5,000円でございます。
歳入です。決算書（訪問看護）、1ページを御覧ください。

1 款サービス収入は1,279万9,000円で、前年度対比91万8,000円減少となっております。
介護給付費、予防給付費、医療給付費、利用者負担金、そういった収入です。

2 款繰入金は15万円で、前年度対比165万円減少しております。一般会計からの繰入金であります。

歳出は、訪問看護、2ページであります。

1 款サービス事業費は1,294万7,000円で、前年度対比255万2,000円減少となりました。
認定第7号に移ります。

認定第7号、令和4年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算です。

いやしの里診療所事業特別会計は、決算書（診療所）、7ページ、実質収支に関する調書に記載してございますとおり、歳入総額5,099万円、歳出総額5,016万3,000円、歳入歳出差引額82万7,000円であります。

まず、歳入です。決算書（診療所）、1ページになります。

1 款診療収入は3,879万6,000円で、前年度から871万6,000円減少です。

3 款繰入金は1,180万円で、前年度対比640万円増加となっております。一般会計からの繰入金でございます。

歳出に移ります。2ページであります。

1 款総務費は4,039万8,000円で、前年度対比73万5,000円減少でありました。

2 款医業費は976万5,000円で、前年度対比222万8,000円減少であります。

以上で認定第1号から認定第7号に関する説明を終了いたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、令和4年度一般会計及び特別会計の決算審査の結果について、代表監査委員からご報告をいただきたいと思っております。代表監査委員、柳原義六君。

○代表監査委員（柳原義六君） 令和4年度の決算審査の報告をさせていただきます。

それこそ7月19日から5日間、監査を例年どおり実施をいたしました。その際には、職員の皆様方には御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、決算審査の意見書、お手元にあると思っておりますが、そちらを御覧いただきたいと思っております。それぞれ款項目ごとに分けて記入させていただいておりますが、75ページを御覧いただきたいと思っております。こちらが全体を通しての総括ということで、示させていただいております。歳入について、それから歳出について、そして、76ページには総合的な意見とい

うことで述べさせていただいております。私のほうからは、76ページの総合的意見というところを述べさせていただきたいと思います。

令和4年度は、最大の財源である地方交付税が前年比100万円の微増であったが、自主財源である町税が、先ほども説明がありましたが前年比4,600万円の増、前年度からの繰越金が前年比3億9,700万円の増となったことで、一般会計の歳入全体では67億2,600万円で、前年比1億6,100万円の増となったということです。

一方で、歳出は費目間の増減はあったものの、一般会計全体では57億8,300万円、前年比1,000万円の減だったため、実質収支は7億9,100万円、単年度実質収支でも7億9,000万円と、3年連続の黒字という結果となっております。

特に、本町のような財政力が低い自治体は、地方交付税の交付額など外的要因により財政状況が一変する可能性が高いため、この3年連続黒字という結果に安心することなく、事業展開を図られたいと思います。

不納欠損処理について、一般会計では348万円で前年比46万円の増、国民健康保険事業特別会計では99万円で前年比51万円の増となった。やむを得ず不納欠損処理をする場合もありますが、これは非常に重大な判断であるため、慎重を期していただきたいと思います。

収入未済額は、一般会計では1,562万円、前年比137万円の減、6つの特別会計を含む全体では4,491万円で、前年比1,390万円の増となっております。先ほども説明がありましたが、これは簡易水道事業特別会計が企業会計へ移行することにより、3月末で打切り決算となったことが大きく影響し大幅な増加となっておりますが、その要因を除けば、特に学校給食はゼロでございますが、学校給食をはじめ、回収に努力されていると評価をしております。滞納が累積して高額になってしまうと回収が困難になってしまうため、滞納初期の対応が非常に重要であるため、税務課の担当のみならず、町全体で共通認識を持って対応をしていただきたいと思います。

一般会計における令和4年度中の町債発行、いわゆる借入金は2億9,100万円で、一方で元金償還、いわゆる返済額は5億3,800万円。これにより、令和4年度末の地方債残高は46億300万円で、前年比2億4,400万円の減となっております。借入金が返済額を下回る状態が続いており、地方債残高は年々減少をしております。世代間負担の均等化という意味において、地方債の活用は重要であります。引き続き有利な地方債を活用し、計画的な財政運営を継続されたいと思います。

それから、財政健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率については発生をしておりません。実質公債比率は0.7%で前年度と同じでございます。将来負担比率も発生はしておりませんので、健全な財政運営ではないかと思っております。

今後について、町では様々な町民に応える必要があり、様々な事業が展開をされておりますが、事業効果の検証を行い、よりよくしていくための改善に取り組んでいない事業が多いと感じます。

例を挙げると、民間委託している事業の内容の精査や、事業費補助金の効果検証など、現在実施している事業をよりよく事業効果を高めるため、事務改善を進める取組を強化していくように求めるところであります。

また、基金運用状況については、長期債券の運用は金利上昇の局面下でありますので、期間リスク等を常に考えて対応をしていただきたいと思います。

なお、先の住民監査請求につきましては、8月8日監査を実施し、8月25日に請求者に対し、違法な支出ではないと回答通知をいたしました。

今後の行政執行に当たっては、常に緊張感を持って対応していただきたいと思います。

以上、監査報告とさせていただきます。

○議長（杉山広充君） 以上で報告を終わります。ありがとうございました。

これから質疑を行います。質疑は、認定第1号から認定第7号まで、総括的な内容で行います。

質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

高齢者の命の綱である年金が減らされる中、ガソリン代の値上げや異常としか思えない物価高騰で高齢者の暮らしは憲法第25条が保障される健康で文化的な最低限度の生活が脅かされ、我慢を強いられる状況が続いています。そこで、4点ほど、22年度決算に対する総括質疑をさせていただきます。

1つ目に、この年度の執行を終えて、自己評価はどのようなものであるか。

2つ目に、翌年度に繰り越すべき財源及び歳計剰余金が極めて多い額が残っていますが、これについてはどのように考えていますか。

3つ目に、この決算結果から酌み取るべき課題、教訓は何だと考えておられるのか、知らせてください。

4つ目に、この決算を受けて、来年度の予算編成に何を生かそうと考えているのかをうかがいます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議員、お答えさせていただきます。

1点目、自己評価ということで、これからいろいろ話をして決算審議、始まると思うんですけども、昨年度においてはやはり、コロナ禍の中で様々なことが起こったということ。その中で、補助金等いろんなことがあって、柳原監査委員が言ったんですけども、黒字という表現を使って、当然、そういった補助金の中でいろんな黒字が生まれたことは間違いのない。その中において、令和5年度の事業が始まって、皆さんも予算審議していただいたわけですけども、その評価の中で、なすべきところはやっていかなきゃいけないなど。そこは私自身としての自己評価です。

2番目の、翌年度に対する財源の問題。あまりに余ったと。今言ったようなコロナのこともあったり、事業ができないことも議員の皆さん、よく御存じですので、コロナ禍において事業ができなかったこと、いろんなことも含めて、今年度はいろいろ進めていきたい、そんなふうに思っています。

3番目の酌み取るべき課題ということで、全てコロナにぶつけているわけではないんですけれども、いろんな状況が重なってしまったということがここ数年の出来事だと思っています。それら全て、課題のクリア、今後進めていくこと。昨年の災害もあったし、それが令和5年度に起こってしまったこともあるんですけども、今年度においては、様々な事業の中でコロナはじめ災害、いろんなことが重なってしまったことがこれから進めるべき令和6年度に向けての取組だろうかな、こんなふうに思っております。

4番目の予算編成についてですけども、職員、いろんな数字、拾っていただいて、いい補助金、悪い補助金もあるのかもしれませんが、昨年度、今年度かけて、いろんな事業の体系、補助、例えば特別交付税。いろんなことの中において、今年は特に職員が勉強した年でもある。私自身もこれから先、いろんなことの中において、国・県、そのつながりの中で、さらに来年度に向けて、昨年度の予算編成のことなんですけども、特別のことを今年やるわけですけども、来年度に向けてはそういった予算編成の組み方の中で、努めてまいりたいと。答えになっておるのか分かんないですけども。そういうことでよろしく願いいたします。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号については、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号については、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

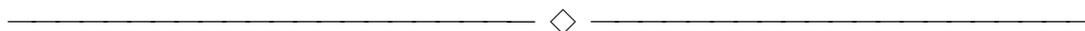
ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く11人の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、議長を除く11人の議員を選任することに決定いたしました。



◎散 会

○議長（杉山広充君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は、9月15日午前9時に開会し、議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

ありがとうございました。

散会 午前10時10分